NO. 8383 P. 1/1

三条民商

三条民主商工会
三条市興野2-16-29
TEL32−2710
FAX32−2718
2020年11月16日
2442回

11月8日の拡大行動で読者が5名増えました！
皆さまもお知り合いに入会・購読の声かけをお願いします!!

2021年の商工手帳が入荷しました。
ご希望の方に1冊650円で販売しております。

年末調整説明会

とき　・・・１２月１０日(木)　午後１時半より
ところ・・・民商事務所

毎年１２月に支払う給与が確定してから行う年末調整ですが、いくつか変更点がありますので、今年は従業員（家族も含む）、青色専従者のいる方を対象にした令和２年分の年末調整の書類の書き方などの説明会を行うこととしました。

主な変更点・給与所得控除 改正後５５万円 ←改正前６５万円
・基礎控除 改正後４８万円 ←改正前３８万円

事前予約は不要です。当日、事務所までおいでください。

持ち物・税務署から届いた年末調整関係書類
・令和２年分の源泉徴収簿

例年の年末調整相談会は１２月下旬から１月上旬にかけて行います。
後日、日程をこちらの紙面で告知しますのでお待ちください。

今月の法律相談

とき・・・11月20日（金）午後2時
ところ・・・民商事務所

工藤和雄 顧問弁護士による法律相談を行います。
希望される方は民商事務所までご連絡ください。

月岡4丁目地内の住宅用土地37坪を評価額の半値で譲りたいという方がいます。関心を持たれた方は事務所まで問い合わせ願います。

農閑期の持続化給付金申請

先月、新聞に「農閑期で減収申請ダメ」「持続化給付金不正受給です」と載った問題について、農民連が中小企業庁に見解をただしました。

担当者は誤った内容であることを認めたうえで、「コロナの影響を受けた農家が農閑期の月を対象月として申請しても不正には当たらない」と明言しました。

さらに、米価の下落がコロナ禍による需要減であることを認め、「米農家が農閑期の月を対象月として申請しても問題ない」との見解を示しました。

農業収入の場合、昨年の収入を12で割った金額より50％以上減収した月があれば申請対象となります。

皆さんのまわりで困っている農家さんがいましたら民商または農民連（38−9642）までご連絡を。

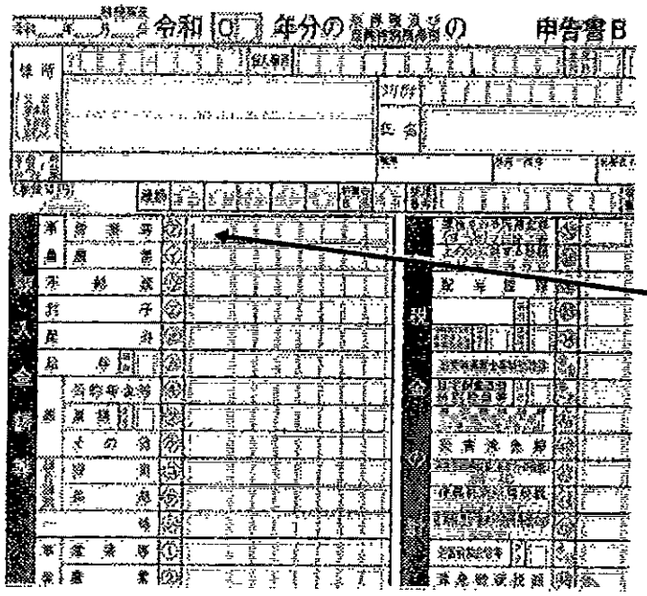
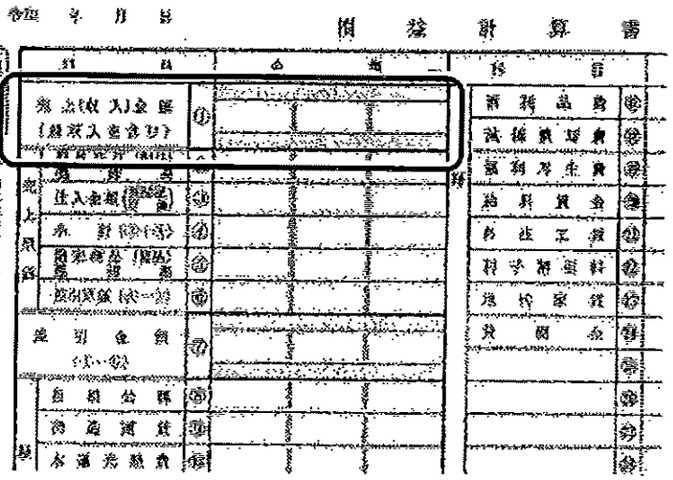
持続化給付金の申請締め切りは来年の1月15日です。
年内に入金があった方は、雑収入として申告が必要になりますので留意してください。
※家賃支援給付金ほか、自治体からの給付金も同様です。